

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正 についての意見概要

	意見の概要	市の考え方
1	障害福祉サービスについては、必要なサービスを適切に提供できるようにしてほしい。	【その他】 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする特例制度ですので、必要なサービス提供に支障をきたすものではなく、引き続き使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするものです。 こうした趣旨を踏まえ、適切なサービスの提供がなされるよう、事業所の運営について指導、助言してまいります。
2	できるだけ市民にわかりやすいように資料作成をしてほしい。	【その他】 本市条例の基準の元となる国の省令等が非常に膨大で分かりにくいいため、市民の皆様方にご理解いただけるよう、資料についてはできるだけポイントを絞った形で作成するよう努めます。
3	障害者支援や高齢者支援については、それぞれ支援するポイントや自立に向けた支援内容も違うので、職員及び事業所の研修や運営方法の定期的な見直しが必要である。	【その他】 本市条例第3条第6項に「研修に関する規定」があり、研修の機会を確保するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めることとなっており、適切に事業所の運営がなされるよう指導、助言してまいります。
4	市内の障害者が利用する短期入所が不足しているなか、共生型サービス事業所の指定により利用枠の確保に努めてほしい。	【その他】 尼崎市障害福祉計画(第5期)においても、短期入所については、サービス見込量を平成30年度から平成32年度で増加を見込んでおり、共生型サービスの創設に伴い、利用が促進されるよう努めてまいります。